

公立大学法人広島市立大学受託研究取扱規程

平成22年4月1日

規程第78号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）において実施する受託研究に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、法人が民間等外部の機関（以下「委託者」という。）から委託を受けて行う研究、試験、試作、調査等で、その研究等に係る費用を委託者が負担するものをいう。

(受託の基準)

第3条 受託研究は、法人の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障を及ぼすおそれないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

(受託の条件)

第4条 受託研究を受け入れようとする場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）により取得した設備、備品等は、法人に帰属すること。
- (2) 受託研究の結果生じた特許権、実用新案権、意匠権等の権利（以下「特許権等」という。）は、法人が承継する権利を有すること。
- (3) 法人が公立大学法人広島市立大学知的財産取扱規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第77号）の規定に基づき特許権等を承継した場合、法人は、委託者に対しこれを無償で使用させ、又は譲渡することはできないこと。
- (4) 委託者の都合により、受託研究を一方的に中止することはできないこと。
- (5) やむを得ない事情により、受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、法人は、その責めを負わないこと。
- (6) 受託研究費は、原則として当該受託研究の開始前に納入すること。
- (7) 納入された受託研究費は、原則として委託者に返還しないこと。
- (8) 受託研究費が理事長の指定する期日までに納付されないときは、法人において契約を解除できること。

(受託研究の申請等)

第5条 法人に受託研究を申し込む場合は、委託者は、受託研究申請書（様式第1号）を、広島市立大学社会連携センター長（以下「センター長」という。）を経由して理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、当該研究等を担当することとなる教員（以下「受託研究者」という。）が作成した受託研究計画書（様式第2号）を添付して提出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、申込みが、国、地方公共団体、独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、特殊法人、公益法人等によるものである場合、その他理事長がやむを得ないと認める場合は、受託研究申請書及び受託研究計画書（以下「受託研究申請書等」という。）の提出を省略することができる。

（受託研究受入れの承認等）

第6条 理事長は、前条に規定する受託研究申請書等に基づき適當と認めた場合は、受託研究の受入れを承認するものとする。

2 理事長は、前項の承認をした場合は、委託者及び受託研究者に対しその旨を様式第3号又は様式第4号により通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 理事長は、前条第1項の規定により受託研究の受入れを承認した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（受託研究費）

第8条 委託者は、前条に規定する契約に従い受託研究費を納入しなければならない。

2 受託研究費の積算は、受託研究費積算内訳書（様式第5号）により行うものとする。

3 受託研究費は、当該受託研究遂行のため特に必要となる備品購入費、謝金、旅費、消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該受託研究遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。間接経費は、契約書に規定する場合はその額とし、契約書に規定されない場合は契約金額から10万円を控除した後の金額の10パーセントに相当する額とする。ただし、間接経費の額は、理事長がやむを得ないと認める場合は、10パーセントに相当する額と異なる額とすることができる。

(受託研究の中止又は期間の延長)

第9条 受託研究者は、本来の教育・研究に支障が生じたため、又は天災その他やむを得ない事由が生じたため、受託研究の中止又は期間の延長が必要となった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による報告を受け、やむを得ないと認めた場合は、委託者と協議の上、受託研究の中止又は期間の延長を承認するものとする。

3 理事長は、前項の受託研究の中止又は期間の延長を承認した場合は、受託研究者に対し速やかにその旨を通知するものとする。

(受託研究成果の報告)

第10条 受託研究者は、受託研究を完了したときは、受託研究完了報告書を速やかに理事長に提出するものとする。

2 前項に規定する報告書を受理した理事長は、委託者に対し速やかにその旨を通知するものとする。

(受託研究成果の公表)

第11条 理事長は、受託研究に係る研究成果を公表する場合は、公表時期、方法等について、委託者と協議の上定めるものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式 略